

建 第 326 号
平成21年8月 3日

特殊建築物の建築設備検査者 各位

奈良県特定行政庁連絡協議会会長
(奈良県土木部まちづくり推進局建築課長)

「3年以内ごとに行う検査項目の実施状況表」について

奈良県下の特定行政庁（奈良県、奈良市、橿原市、生駒市）においては、平成21年度より建築基準法施行細則の一部を改正し、特殊建築物の建築設備定期検査項目のうち国土交通大臣が定めるものは検査の時期を3年以内ごととできるようになりました。

つきましては、年度ごとの検査実施状況を報告していただくため、「3年以内ごとに行う検査項目の年度別実施状況表」を作成しましたので活用願います。

本表は建築基準法施行細則に規定する、その他「知事（市長）が必要があると認めた書類」と位置づけますので、定期検査報告書に付属図書とともに添付するようお願いいたします。

■奈良県特定行政庁連絡協議会

奈良県土木部まちづくり推進局建築課	0742-27-7574
奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課	0742-34-1111
橿原市都市整備部建築指導課	0744-22-4001
生駒市都市整備部建築指導課	0743-74-1111

☆受付窓口

(財)なら建築住宅センター 0742-27-6501

※「3年以内ごとに行う検査項目の年度別実施状況表」の様式、記載例は(財)なら建築住宅センターのホームページ (<http://www.zainara-kjc.net/>) からダウンロードできます。